

選考による簡易裁判所判事に対する研修の概要

任命後，地方裁判所本庁所在地の簡易裁判所に配置し，8か月間，自庁及び司法研修所において研修を実施し，地方裁判所判事，簡易裁判所判事及び司法研修所教官等の指導を受けさせている。任命時におけるこのような研修のほか，毎年，司法研修所や高等裁判所において研修を実施したり，協議会を開催したりして，その能力の向上を図っている。

